

## 第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 12 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 3 日

第十管区海上保安本部長 坂巻 健太（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 宮崎県北部港湾事務所
  - (2) 住所 宮崎県日向市大字日知屋字新開 17371-2
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 付図のとおり
  - (2) 期間 令和 6 年 5 月 10 日から令和 6 年 6 月 14 日まで（うち 5 日間）
- 3 水路測量の実施方法
  - (1) 測深 シングルビーム音響測深機を使用する
  - (2) 測位 GNSS による
- 4 航行船舶に対する安全処置  
作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる。

（付図）土々呂漁港 赤塗りで示す海域

